



## Audit Committee Brief

Audit Committee Brief は、監査委員会にとって重要な問題や考察をタイムリーに取り上げることに注力しています。ご質問やご意見、ご提案のある方は、[centerforboardeffectiveness@deloitte.com](mailto:centerforboardeffectiveness@deloitte.com)宛にご連絡ください。

### [Audit Committee Brief アーカイブの閲覧](#)

Audit Committee Brief の1月号では、新年においても監査委員会が引き続き注視すべき2017年の動向について再考します。規制当局による検査の強化、透明性の要求、相次ぐ事業のディスラプション（破壊）ならびに経済および政治の不確実性はすべて、監査委員会に影響を与えるものです。各トピックに役立つ参考情報が取り上げられています。

#### 税制改革

2017年12月、米国上下両院は、企業、パススルー事業体、個人および遺産に対する税率を引き下げる大規模な税制改革法案を承認し、トランプ大統領の署名によって当法案が成立しました。同時に、SECは職員会計公報第118号ならびにコンプライアンスおよび開示に関する新たな解釈指針を公表し、新税法が会計に与える影響についての適時な情報開示を明確にしました。

#### [税制改革法が成立](#)

[SEC、税制改革法に関するガイダンスを公表](#)

[税制改革に関するデロイトのよくある質問](#)

#### PCAOBの新たな監査人の報告モデル

監査人の報告書に関する新基準が6月にPCAOBから公表されました。現在の監査人の報告書における現行の「適正／不適正」意見は維持されますが、当該基準では、監査人の報告書の情報価値および目的適合性を高めるため、いくつかの重要な変更がなされています。

[PCAOB、監査人の報告書に関するスタッフ・ガイダンスをアップデート](#)

[CAQ ツール「The Auditor's Report: Considerations for Audit Committees \(監査人の報告書: 監査委員会の検討事項\)」](#)

[デロイト「PCAOB Adopts Changes to the Auditor's Report \(June 2017\) \(PCAOB、監査人の報告書に対する変更を採用 \(2017年6月\)\)」](#)

注: 本資料は Deloitte Development LLC. が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。なお、本文中のリンク先は全て英語版ニュースレターとなっております。

## 新GAAP基準の適用

収益認識、リースおよび信用損失に関する新会計基準は、2018年も引き続き、財務諸表作成者、監査人および規制当局の優先事項です。SECは、経営陣がこれら新基準を無事に導入できるような環境を作る上で、監査委員会が重要な役割を果たすことを強調しています。

**リース基準、ASU 2016-02** 当基準は2019年まで発効しませんが、多くの企業が導入を開始しており、その一部は当新基準の適用に関して実務的な問題や困難を特定しています。

[FASB、新リース基準の的を絞った改善を提案](#)

[FASB、事業体による新リース基準の一部適用免除を暫定的に決定](#)

**収益基準、ASC 606** 2018年1月、新収益認識基準である会計基準アップデート 2014- 09(ASC 606)が発効します。当基準による影響は幅広く、財務諸表、業務プロセス、税金および財務報告に係る内部統制に影響を及ぼす可能性があります。

[デロイトの Heads Up「The New Revenue Standard – Are We There Yet?」\(新収益基準 – 準備はできているか?\)](#)

[PCAOB、新収益基準に関する監査実務アラートを公表](#)

**金融商品 – 信用損失、ASU 2016-13** FASBの新ガイドダンスの下で、事業体は予想信用損失の見積額を引当金として認識しますが、これは当該損失のより適時な認識につながるだろうとFASBは述べています。また、当該ASUは、事業体が負債性商品の会計処理に使用する信用減損モデルの数を減らすことで、米国会計基準の複雑性を低減することを意図しています。

[FASB、信用損失の会計処理に関する最終基準を公表](#)

## リスクの監視

監査委員会のメンバーは、自社事業の財務および公開報告に影響を与える重大なリスク、ならびにリスク管理を監視する上での自身の役割を理解する必要があります。企業が直面するリスクは依然として複数領域に及びますが、多くの企業および米国証券取引委員会にとってそのほぼトップに位置するリスクは引き続きサイバーリスクです。

[SEC、サイバーセキュリティに対するアプローチを詳細に説明「Facing Cyber Threats: Keys to Security, Vigilance, and Resilience」\(サイバー脅威に直面する: セキュリティ、警戒および回復力のカギ\)](#)

## 増加する監査委員会の開示

監査委員会がその責務をどのように果たすのかについて、開示の拡大傾向は2017年も継続しており、これは監査委員会、投資家およびその他ステークホルダーが2018年プロキシの時期においてさらに注目すべき領域になることが見込まれます。

[Audit committee disclosure in proxy statements – 2017 trends](#) (プロキシ・ステートメントにおける監査委員会の開示 – 2017年の傾向)

[CAQ「2017 Audit Committee Transparency Barometer」\(2017年の監査委員会の透明性バロメーター\)](#)

## 近日配信予定のDbriefs webcasts

### The board member's role in post-merger integration (買収後の統合における取締役の役割)

1月18日、午後2時(米国東部標準時)

[詳細を見る | 今すぐ登録する](#)

### Fight the good fight: Three lines of cyber defense working arm-in-arm

(好戦する: サイバー・ディフェンスにおいて連携して働く3つのライン)

2月22日、午後2時(米国東部標準時)

[詳細を見る | 今すぐ登録する](#)

[近日配信予定のDbriefs一覧を見る](#)

## デロイトのその他のリソース

[Audit Committee Brief](#) その他の刊行物の購読を申し込む

[監査委員会向けのページ](#)

[取締役有効性センター](#)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。